

帳合之法 卷之一

凡例

一、この帳合之法の原書は一八七一年アメリカ商業学校の先生、ブライアントとスタラットンの二人が書いた学校用『ブックキーピング』という本である。ブックキーピングとは帳合（注1）のことである。

（注1）『帳合』（ちようあい）という言葉は現在ではほとんど使われていないが、『広辞苑』には次のようにある。

①現金または商品の勘定と帳簿面とを照合して、計算の正否を取調べること。②帳面に記入すること。③損益を計算すること。

一、帳合には略式と本式（注2）の二通りの様式がある。初編の二冊にはまず略式のみを翻訳し、本式もその翻訳が半分程度進んでいるので、近日中にこれを第二編として出版することができる。

（注2）『略式と本式』第二編に「本式ノ名ハ略式の反対ニテ本式ニハ一箇条

ノ取引ヲ二重ニモ三重ニモ台帳へ記ス」とある。略式は今日の単式簿記、本式は複式簿記のことである。

一、本書の訳例を示す前に、序として私がこの本を翻訳した趣意を示せば左記のとおりである。

第一に、昔から日本においては学者は必ず貧乏であり、金持ちは必ず無学である。従つて、学者の議論は崇高で、口ではよく天下をも治めるといふが、自分の借金は払おうとしない。金持ちは金を沢山持つており、また、これを瓶に入れて地面に埋めておくだけで、世の経済活動を勉強して商売を大きくする方法を知らない。何故かと思うに、学者は偉ぶつて商売なんてものは品位の高い者が仕事としてやることではないと言ひし、金持ちは自ら卑下して商売に学問はいらないと訳の分からないことを言つてゐる。

学ぶべきことを学ばないで悪い慣わしに陥つてゐる。いずれも皆商売を軽蔑して、これを学問と思わないのは罪なことである。今このような学者も金持ちもこの『帳合之法』を学べば、西洋実学がいかに大切かを知ることとなるだろう。学者も自らの愚かさを知り、金持ちも自分自身の賤しくないことを悟つて、双方ともこの実学（注3）を勉強すれば学者も金持ちとなり、金持ちも学者となつて世の経済活動が更に面目を改め、国力が増進することとなる。訳者が深く願ふところである。

第二に、全て世の中の諸々のことについて不都合だ不都合だと言つて苦

情を言うことはたやすいことであるが、その不都合なことを克服することはなほだ難しいことである。あちこちの大商家の帳簿の付け方を見るにつけ、いずれも大変混乱していて、一商家の棚卸しに店中総掛かりで行つても二ヶ月掛けてもなお解らないことが多い。帳簿の付け方がきちんとしていない証拠であるが、今日に至るまでこれを改めた者がいるということを知ることがない。

これは一商人の不都合というより、世の中全体の不都合と言うべきことである。今この翻訳書は西洋の帳簿の付け方の初歩を示したものであるのも、もとよりこれをもって諸々の商取引の帳簿の付け方を一変して全て合理的にすることはできないかもしれないが、まず、本書で「帳合学」を学び、その後、第二編の本式（注2）を学んでその神髓を知れば、官民すべての会計を合理的にすることができると思う。そうなれば、本書も微力ではあるが、ないよりは増しであると思う。

第三に、前述したように昔から日本では学問と家業とはお互いに縁がなく、学者は知識が多ければ多いほど威張っていて天にも登る勢いである。そして、無学な百姓町人は軽蔑されて地にも入らんとして互いに近付こうとしない。

あるいは、稀に物好きな百姓町人がいて、少しばかりの本を読んで学者のまねをして無用の漢文や詩歌に耽り、物の数もせず、金勘定も忘れてしまえば、家業のためにはならず必ず身を滅ぼす結果となる。従つて、百姓町人は

学者を見て表向きにはこれを尊敬し、物知り先生などと口では言うが、内心はその職業を嫌い、学者を見て貧乏神のように考え、敢えて彼らに近付こうとしない。そして、子供たちには読書を禁止する勢いである。

今日では西洋学問の道もだんだんと開かれ、いろいろな所に学校ができてきたが、農工商に携わる者は学者という職業に懲りて、学問それ自体に厭気が差して、また例の学問のことかと言って、その学問の虚実を問わずに、学問と聞くだけでまずこれを避けようとする。正に進歩的な西洋学問もこのために妨げられることが多いとは何たることであるか。結局、数百年來和漢の学者先生方が空理空論（注4）に溺れて実学を求めず、民を愚弄した罪と
いうことであろう。実に嘆かわしいことである。

このようなことから、今この『帳合之法』をいろいろな学校で生徒の教科書として使い、一般の子弟（注5）がそこで習ったことを家に帰って親兄弟に話せば、彼らも初めて西洋学問の本当のことを知ることとなり、安心してその子供を学問の道に進ませる者が徐々に多くなっていくことであろう。

そういう訳で、本書は『帳合之法』を教えることだけでなく、一般に学問の本来の内容を示して、広く世の中の人々に読書の道を開こうということである。和漢古今の空理空論を並べた学者風情が人を馬鹿にした罪は深いが、この本が農工商の世界に知識を与えるという功德を施すことができるなら、私が翻訳の労を取ったことが大変大きな意味をもつことになるう。

第四に、「帳合」も一種の学問であることは本書を見てすでに明白なこと

である。従つて、商売も学問であり、工業も学問である。また、一方から言えば世の掟に従つて身体を使つてその報酬を得るのが商売であるから、役人が政【まつりごと】をして月給を得るのも商売である。昔の武士が軍役【軍事、警察など】を勤めて給料を得るのもまた商売である。しかしながら、世間の人は皆武士役人の商売を貴く思い、物を売買し、物を作る商売を賤しく思うのは何故であろうか。結局、商売を貴い学問と思わない心得違いなのである。その心得違いの甚だしい者に至つては自分の利害を忘れる者も多い。

試しに一例をあげて説明すればよく理解できるであろう。物を売買し、製造することも商売である。武家奉公も商売である。まず、十萬石の大名の家を一商社とすれば、一年間の利益は米四萬石である。一石三兩の相場にすれば、代金は十二萬兩であり、この内四分の一、即ち三萬兩は社長である殿様のもとなり、残りの利益は正味九萬兩である。この商売では上は家老から下は足輕小者に至るまでおよそ千二百人働いているとすると、九萬兩を平均して千二百軒の家に分配すれば一年に七十五兩である。良い武家には雇つてゐる奉公人も多いので、一家の人数が平均六人とすれば一人当り一年十二兩五貫文、一ヶ月一兩四百十六文、一日三百四十七文である。

廃藩以前の諸藩士の利益はおおよそこの割合であつた。今この武家商売を罷めて以前から請け負つていた軍役は常備の兵隊に譲り、自らは物を製造したり、物を販売したり、物を運ぶ商売を始めれば、その利益は必ず以前の二倍になるだろう。一人の収入ではなく、一家六人の内三人が老人や子供、病

人であつても、後の三人が働くことができれば各々六百九十四文稼げば、なお依然としてもとの藩士の収入と異なることはない。商売の道は困難であるといつても丈夫な身体であれば一日に六百九十四文の収入を得ることができないわけではない。人力車を引いて十町の道のりを往来すれば、半時(注6)の間に得られる収入である。ましてや、最近では士族の収入も随分減り、平均十石から二十石で、多いものでも三十石は出ない。この利益を六人の家族に配分しても、人力車の収入に遠く及ばない。加えて、今の士族にはもう軍役の勤めもなく、働くことなく報酬を得ようとするのは男の恥ずべきことである。しかし、なおその上にこの米(注7)に執着して、独立した生活をしようにとする者のいないのは果たしてどういうことであるか。それが人の心の愚かさであるということは実に不思議なことであるが、基本的にはこれまでの学問は数千年先のことを考えるばかりで、当面の利害得失を顧みないということである。つまり、みだりに商業、工業を軽蔑してこれを学問と考えてこなかった罪である。今この『帳合之法』を翻訳したのは、私が人々に学問の道を進め、商業、工業に向かって独立の志を起こさせようとすることが本意である。

(注3) 『実学』論吉は、すぐに役立つ学問や技法としてではなく、「サイヤンス」科学的思考として捉えていた。

(注4) 「虚文空論」を『空理空論』と訳した。

(注5) 「平民」を『一般の子弟』と訳した。

(注6) 『半時』現在の一時間。

(注7) 『米』『報酬』のいっ。

一、書中すべて金額は何千何百何十とは書かずに一から九までの数字を使い、その数字の位を見て金額を知ることができるのは、あたかもそろばんの桁を見ているようである。

左にその一例を示す。

一一三三、四五〇、〇〇〇	は	十二万三千四百五十円
一一二、三四五、〇〇〇	は	一万二千三百四十五円
一、一二三四、五〇〇	は	千二百三十四円五十銭
一一三三、四五〇	は	百二十三円四十五銭
一一二、三四五	は	十二円三十四銭五厘

右のように、同じ数字であってもその位によつて十倍ごとに「、」の記す位置が違う。多くの数字が重なっている時には三文字ごとに「、」を打ち、百と千、十万と百万の位を分ける。本文には円の位と銭の位を明らかにするために横に線を引いた。(注8)

あるいは、品物の単価何円何銭という時には線を使わない。例えば、「円一二、七五セ・(注9)」と記載した場合は、単価十二円七十五銭のことである。

この数字の使い方は初心者には解りにくいようであるが決してそうではない。私も最初は紛らわしく思い、時々位を誤ることもあったが、五く六枚翻訳する内にすぐに慣れて、日本流に記入するよりも遙かに便利に思えるので誰でも四く五日すれば容易に解るようになる。

m
(注8) 『横に線を引いた』「帳合之法」の帳簿の様式では「円の位」「銭の位」として横に線を引いて区分している。

(注9) 『久』原本では手書きで、どんな字か読みとることができない。そのため外字機能を使って文字を作成して記載した。ただ、全体から「単価」を表すときの記号と解釈して訳した。

一、本書【帳合之法】は半紙の大きさであるから、ただ諸帳簿の雛形を示すだけである。これを実際に使う場合は縦八行ないしは十行、横四く五十段の大型の野版を彫刻して、美濃紙または西の内(注10)くらいの大紙に朱色または藍色で極薄く印刷して帳面として綴る。

日記帳でも大帳【元帳】でも実際に取引を記入する際には、本書の雛形の墨の線の例に従って薄い朱色の野線の上に一回一回墨で線を引くようにするべきである。

西洋の『帳合之法』は皆このようにしている。従って、西洋の帳場には必

ず罫線を引く道具を備えている。日本の店で厚さ一尺余り【約三十センチ】もある大福帳（注11）に、子供が書く清書のように大きな字で記帳することとは大いに趣を異にしている。

（注10）『西の内』『西の内紙』の略で、日本紙（和紙）の一種。茨城県諸富野村西野内で生産され、明治以降選挙投票用紙に使われていた。当時は美濃紙とともに日本紙の代表的な存在であった投票用紙に使用されなくなった大正十一年をさかいに生産激減し、現在では歴史的な存在となった。

（注11）江戸時代から明治・大正のころまで一般に用いられた帳簿の一種。当時の帳簿はおおよそ、大福帳・買帳・売帳・金銀出入帳・判取帳・注文帳・荷物渡帳の七種に大別された。大福帳は売買両帳及び金銀出入帳を総括するもので大帳とも呼ばれた。今日の得意先元帳がこれにあたる。（『平凡社世界大百科事典』から要約）

一、本書は原書の直訳であるが、外国人の姓名を直訳しては日本人には聞き慣れないので混乱を生じてしまうことがある。従って、仮に日本の普通の町人の名前を使って何屋何屋と記した。

一、取引商品名も日本人に聞き慣れない稀な物は他の品と入れ替えたので、あ

るいは値段など不適當な点があるかもしれない。また、尺と記入したのは原書の「ヤアルド」(注12)の字を訳したものである。一ヤアルドは我が国の曲尺(注13)でいう三尺に当たる。よって、本書中に一尺とあるのは実は三尺のことである。

(注12)『ヤアルド』『ヤード』のこと。

(注13)『曲尺』(かねじゃく)金属で造られたことからいう。形が矩形即ち直角に曲がつたものさし。「まがりかね」「かねざし」ともいう。

(『広辞苑』から要約)

一、原書にある「シングル・エンタリ」のことを本書では略式と訳し、「ドウブル・エンタリ」を本式と訳したが、この訳は本来の意味に適うものではない。「シングル・エンタリ」とは一重に記入するという意味。「ドウブル・エンタリ」とは二重に記入するという意味である。

第二編の総論でも触れるが、「ドウブル・エンタリ」は同じ金額の借貸を大帳へ二重にも三重にも記録し、借貸互いに平均する方法であるからこのように名付けたのである。よって、この二つの方法を「一重扣ノ式」(注14)、「二重扣ノ式」(注15)などと翻訳すれば原書の意味に合うかもしれないが、口調が悪く日常使うのに不便なので、無理を承知で略式、本式と訳した。

(注 14) 『一重扣ノ式』(いちじゅうこうのしき)「單式簿記」のこと。
(注 15) 『二重扣ノ式』(にじゅうこうのしき)「複式簿記」のこと。

明治六年二月十日 訳者記

帳合之法 卷之一

福澤諭吉 訳

第一編 略式【单式簿記】

総論

(注16)

一 どんな学問であつてもその本質を知ろうとするためには、学問の由来を調べ、いかなる経緯で発達してきたかを知ることが肝要である。

二 この意味においては、『帳合の学問』(注17)においても同様である。そもそも帳合の学問は数学の一分野であるので、学者もこれを軽蔑する理由にはならない。しかし、その由来を調べてみると、昔から学校においてはとかくこの学問を重視せず、他の難しい学問と同様に取り扱っていないことは心得違いというものである。

(注16) この現代語訳書三十二頁『本文の問題点』で指摘する事項の番号に一致する。以下同様。

(注 17) 凡例では、「帳簿モ一種ノ学問」としているが、『学問のすゝめ』では「帳合も学問なり」と言い切っている。

(岩波文庫『学問のすゝめ』20頁)

三 つまり、「帳合」が日頃大変重要であるということを考えず、大切な学問として認識しなければいけないものを誤って心得違いをしてしまっている。残念なことに、世間の人はこのようにきれいごとで考えているのが現実である。この「帳合之法」を少しも知らず、いたずらに、昔の方法で問題を解決しようとしている。例えば、将棋の指し手を工夫し、苦勞して自分ではそれを良とし、他人もこれを誉め讃え、博識の名を得て、恥ずかしくもなく生涯得意となつてこの世を渡っている人がいる。しかし、実際の仕事ではささいな一つ一つのことを判断するにもすっかり困つてしまい、本来の決められた方法で借貸の様子を語ることもできない人が多い。

人間にこのような理解しがたい面のあることは実に不思議なことである。今この本を見て、「帳合」は実利的な学問であり、商人の仕事に近いと言ひ、店先の臭気さえ漂つていふと言つて大樽を取り扱うことは風流でないとし、筵包の運送は殺風景だとしてこれを賤しむのは大きな見違いである。このようにこの学問【帳合】を軽んじてきたがために、それがいつの時代から行われてきたかを知る由もなく、ただこれを推察するのみであるが、昔から確かにそのように考えられ、行われてきたことは疑いのないことである。

諺に曰く、「抛り所なきことこそ工夫の母なり」と。すべて世の学問は吟味、詮索と工夫とによって成り立っているのであるから、学問は「抛り所なきことから生まれる子」であると言うこともできる。右の通りであるから、結局は帳合の学問も抛り所のないところから生まれたことであるということが言え、世間一般にやむを得ずしてこの学問を日常的に使うことによつてその重要性を認識するべきである。

四 人のこの世を渡る有様を形容して言えば、不足不自由に迫られてのことと考えるべきである。世の中の工夫というものは、この不足不自由を満足させることに他ならない。即ち、これは人間の抛り所のない仕事である。

五 この抛り所のないことから稼ぐ方法も考えられ、儉約の心も生まれ、芸術の発展を助け、文明の基礎を開くこととなる。

六 人生の不自由を満足させるためには、よく考え怠らなければ、この地球上の産物をもつてすれば十分である。これは天地の大いなる仕掛けである。同時に、人々の考え方をいろいろ詮索して、その解決方法を考えても切りのないことである。

七 人の不足不自由を考えていろいろ言うべきではない。従つて、これを満足させる方策も大変多い。ある職業と別の職業が互いに依存しあうことは、ただ単に儉約の方策ということではなく、やむを得ないことである。自らの額に汗して自らの食を得ることは天の法則であり、そもそもこの法則が決められたときから、自ら職を得て富を得る道があつたのである。

八 土地を耕す者の産物は飢えの不自由を満足させ、反物を織る者の産物は人の身体を被う。細工をする人の産物は人の風情を悦ばし、学者は人の心を養い、説法する人は人の精神を開き、人足は荷物を担いで人の肩を軽くする等、各々互いに依存して、あるいは、心を慰め、あるいは、身体を快くして人々の不足不自由を満足させる。

九 このように人々が互いに快適に生活することを基本として、ここに経済の大原則を定め、その方法を実行する。その経済の大原則とは何であるか。それは商業ということである。

十 この取引を便利にするためには、値段を付けて商売で取り扱う商品そのものの価値の上下を定めなければならない。

十一 商品の価値を決めるには、普通、金と銀を使う。この金銀は取引を行うためにも使う。進んでいる国々では金銀を適当に入れて貨幣を造り、その価を示すために極印を押して証拠とする。あるいは、金貨、銀貨を使ったり、その価値を印刷【紙幣】して商取引に便利に使っている。

十二 「帳合の学問」はいろいろな面から大変重要であるけれども、その一番大切なことは、前述したように取引の記録をしておくことに尽きる。もし、この記録がないということになれば、取引をする度にその都度金銭を使わなければならない。今、ここに帳簿の付け方の一例を示せば次のとおりである。

例えば、ここに八兵衛という百姓と山城屋という織物屋が隣同士に住んで

いたとする。八兵衛の作った穀物は自分の家族を養う上で、また、隣の家族を養うことにも多すぎる。隣の山城屋で織った反物も多く、自分の家や隣の二軒の家にとつても十分である。このような場合は、八兵衛も山城屋もそれぞれ余ったものを持ち出して食料や着物を商品として売れば簡単なことである。

十三 この程度の取引においては記録をしておくほどのこともないが、且つまた、世の中の商業活動において、この程度の取引で終わるのであれば、どんなに愚かな人であつてもその帳簿を見て分からないということはないであろう。しかし、今、それとは違ったことがあつたとする。

例えば、山城屋において米が必要となり、隣家の余つた米を得ようとしても、丁度その時に自分の家に余つた品物【反物】がなくて、米と交換する方法がない。八兵衛に「自分の家では今米が必要であるけれども、それに換わつて反物を渡すことができない。もし、自分を信用して貸してもらえるのであれば、今自分が作っている反物のできあがり次第すぐその品物を渡すことが出来る。」と言うと、八兵衛はそれを承知して山城屋に米を送つて、双方の間に約束【取引】が成立する。

ところで、この八兵衛という人が生まれつき非常に記憶の良い人であれば、この約束を覚えていて隣の山城屋に貸しがあつて、どれ程かの反物を何月何日に受け取るはずであるとのことを常に忘れないであろう。

十四 しかし、世の中にはこのような記憶の良い人はあまりいないし、八兵衛兵

でもこの約束をいつも自分の胸に記憶しておくことは不安であり、また、隣の主人の記憶のみに頼ることも安心してられない。従って、何か形のあるものを作って後日品物を受け取ることできる証拠とすれば、たとえ以前の約束を忘れても、あるいは、その約束をしたことに関係した本人が居なくても、その証拠は確かに存在しているのでお互いのために便利である。即ち、その証拠とは書面に書かれた記録である。これで約束をした人として定めた相手は山城屋であることがわかる。

十五 従って、八衛兵の方で記録しておく方法としては、帳簿に山城屋の名前を記入して、その後に取り引の内容を書き記しておくべきである。その方法は左記の通りである。

山城屋

八衛兵より米何俵買い取り、その値段は金十円である。この代わりとして何月何日織物何反渡す旨約束する。

〔訳者注〕日本流の帳簿なので、八衛兵の帳面には八衛兵を主人として山城屋を相手に文を書いている。従って、帳簿の書き方も自ずから八衛兵の言葉となる。例えば、米何俵山城屋に売り、その値段云々・・と記入する。しかし、西洋流の帳簿では、八衛兵の帳面に山城屋と口取りを設ける。その名前の下に取り引の様子を記録する。あたかも他人が書いたような文

言である。これが日本流と西洋流との帳簿の付け方の異なる一例である。従つて、西洋流の帳簿を見て、山城屋でも大和屋でも人の名前があつてその下に借貸の記録があれば、それはその名前の人が引き受けた借貸の様子を書いたものである。つまり、「借」はその名前の人の「借」であり、帳簿を付けている人の「貸」である。そして、「貸」はその名前の人の「貸」であり、帳簿を付けている人の「借」である。

十六 右のように記載しておけば事柄の次第が明白であり、八衛兵にとつても自分所有のものを他人の手に貸し渡したことについて十分な証拠となる。もし、この種の約束がいずれも皆このように複雑でなければ、特に簡略な記録の取り方を考える必要はない。

十七 しかし、人々の取引は大変多いので、例えば、八衛兵も山城屋のみを相手にするとは限らず、他の人々に借貸の約束があることもあるので、その時の帳簿の付け方においても、いろいろ工夫して手数を省く方法を考えなければならぬ。

十八 右の「記録」として書いたことは、ただ、山城屋が八衛兵に対して代金十円の反物を借りたというまでのことである。

十九 このことについて何か変わった事が考えられるとすれば、この借りを残らず返すこと、少し返すこと、残らず返して余分に品物を渡すこと、あるいは、少しも返さず、重ねてまた借りることなどこれ以外は考えられない。

なお、原本では日付の欄は横書きで右から左に書いているが、ここでは読み易くするために、また、スペースの関係で縦書きとした。

この書き方は要領よく簡略なようであるが、詳しくて実用になうものである。

二十三 これを「勘定書」と名付ける。即ち、この帳簿の通りである。

二十四 山城屋との取引を記録したものである。

二十五 帳簿を上下二段に分け、上段には山城屋が当店【八衛兵】に対して同人の借りた金額を記入し、下段には当店が山城屋に対して借りた金額を記入する。

二十六 従って、双方の額を差し引きして過不足を見れば、その過不足は当店が山城屋に貸したこととなるか、または、山城屋が当店へ貸したこととなる。その他のことは考えられず、山城屋が当店に借りた金額の方が、当店が山城屋に借りた金額よりも多ければ、その差額は当店のものであつて、これを当店の資産と見ることが出来る。一方、当店が山城屋に借りた金額が、山城屋が当店に借りた金額よりも多ければ、その差し引き金額は山城屋のものであり、即ち、山城屋の資産であり、当店の借りである。右の「勘定書」に記入した事柄を説明すれば左記の通りである。

二十七 即ち、一月二日、山城屋が当店から十円で米を購入し、その代金は支払わなかった。同月十五日、大巾の羅紗一丈を当店に売却する。その代金は

先の借りを支払うためには十分である。従って、「勘定書」の上下に記入した金額は同額であり、差し引きの過不足はなく、同時に同額の取引をしたことと同じである。

また、三月一日に山城屋は十二円五十銭で麦十五俵を当店から購入したが、その時に代金を支払わず、四月一日になって現金五円を当店に支払った。このことよって、山城屋の勘定には十二円五十銭と五円とを差し引きして、その差額が不足することとなるので、山城屋は当店に対して七円五十銭の借りがあるということになる。

右のことから、当店は目に見える形で書き付けの証拠ができ、物を失うことはない。もし、この帳簿を使わず、ただ記憶のみに頼っていると、時にはこれを忘れてしまつて損失を被ることがある。

〔訳者注〕第六頁（注19）の注にも書いたが、西洋流の帳簿では取引先の名前を記入して、そこに借貸の様子を記録するのであるから、日本流の帳簿に慣れた人にはちよつと紛らわしく見えるかもしれない。本文の山城屋の勘定書において、上の段に「借」と記し、下の段に「貸」と記したのは、山城屋の「借貸」であり、この帳簿の主人にとっては上段は「貸」であり、下段は「借」である。日本人に解りやすくするために、これを「出」と「入」とに書き換え、「借」のところを「出」とし、「貸」のところを「入」とすれば、当店から金が出、当店の金が入るということであるから、初心者にも良く解ると思う。訳者にもその考えがなきに

しもあらずだが、色々考えてみるに付け、昨今外国との交易が次第に増加して、外国人との取引が益々増えるに従って、帳簿の付け方も外国と同じようにならなければ必ず大きな障害が生じると考えて、わざわざ原書のままに直訳して、「借」のところには「借」と記入し、「貸」のところには「貸」と記した。

また、「十円」と記入すべきところに「一〇」と記し、「十二円五十銭」のところに「一二、五〇」と記した。これも西洋流の書き方である。すべて金額の数字を記入するためには、まず金額の位の場所を決めて、円の位のところに「一〇」とあれば十円であり、「一二」とあれば十二円である。「一〇〇」とゼロを二つ付ければ百円、「一〇〇〇」と三つ付ければ千円である。銭の位のところに「五〇」とあれば五十の意味であり、五十銭のことである。

なお、詳しくは「凡例」を見てほしい。これも初心者の人には解りにくいと思うが、その内に西洋流になっていく世の中であるから最初から思い切ってそのようにした。

念のため、この山城屋の勘定書を日本流に記入して左に示すので、両方を比べて方法の異なるところを知ると良い。日本流では帳簿を横向きに使い、上段下段の区別はなく、帳面に口取りというものを付ける。例えば、山城屋のところを開いてみると左のように記載してある。

山城屋

一月二日	出金	十円	米十俵代貸し
十五日	入金	十円	羅紗一丈引き取り代
三月一日	出金	十二円五十銭	麦十五俵代貸し
四月一日	入金	五円	現金精算

右のように横に長く書いて、差し引きする時には「出」と「入」とを一つ一つ拾い出して計算するのが日本流の原則である。

(注19) 『第六頁』この現代語訳本では十六頁。

二十八 右のような場合、両者の間で取引を行い、一方がその品物をすぐに渡さず時を経てから渡す場合は、そのことを書き留めて記録をしておかなければならない。

二十九 『帳合之法』とは、即ち、この「記録」を元にして便利に使うことである。前述したことを考えれば、次のことがよく解るだろう。

三十 即ち、勘定書は上下二段に分ける。

三十一 上を「借」と名付け、下を「貸」と名付ける。

三十二 「借」の方へはその名前の人が当店に借りた金額を記入する。

三十三 「貸」の方へはその人に対する当店の借りを記入する。

三十四 「借」の方が多ければ、その多い分だけ当店が貸した金額である。

三十五 「貸」の方が多ければ、その多い差額は当店が借りている金額である。

三十六 従って、「借」の方に余った金額は、これを当店の財産、又は、資産
ということができる。

三十七 「貸」の方に余った金額は、これを当店の借金、又は、負債というこ
とができる。

三十八 遠い昔、『帳合之法』が初めて行われた頃は、商取引をする時に前述
した勘定書を用いれば不自由することはなかった。

三十九 その時代には、売買の規模も小さくて、ただその「出入」「借貸」を
帳簿に記入して、人の記憶に頼らないということとで差し支えなかった。

四十 しかしながら、世の中の商取引が次第に大きくなり、手広く行われるよ
うになると、その取引について日々起きることを書き留めておかなければな
らない。

四十一 従って今、普通の商家では必ず日記帳を作り、毎日の取引についてそ

掛け代金回収

七五

右に記録した日記帳の記載事項を、大帳へ写すための書き方は左記のとおりである。大帳とは掛け取引を帳簿に記入したものである。

大帳【元帳】 (注 22)

借 大和屋

貸

一月	三十日	商品	一一五	二月	一日	掛け代金回収	七五
----	-----	----	-----	----	----	--------	----

(注 20) 『日記帳』 毎日の取引を記帳する帳簿。

(注 21) 『御紹』(ごころ) 「紹」を丁寧に言ったもの。無地の絹織物。『黒羽二重』(くろはぶたえ) 黒地の肌触りのよい絹織物。

(注 22) 『大帳』は『元帳』としたが、現在の売掛金(得意先)元帳と買掛金

(仕入先) 元帳を合わせたもの。人名勘定口座。

なお、帳簿名については原則として原本の名称で表記する。但し、文中において現在の帳簿名の方が解りやすい時は、(注)を入れずに現在使われている帳簿名とすることもある。

四十二 日記帳の便利なことは二点ある。第一に、毎日の商取引を記載しておけば取引の順番を間違わない。これが第一の利点である。日記帳に商取引を詳しく記載しておけば、大帳にはただその勘定のみを写し、手数を省いて簡略化することができる。これが第二の利点である。

四十三 単式簿記における日記帳と大帳には、ただ他店を相手にした商取引を記載するだけである。

四十四 しかし、詳しく書く人は、現金の出し入れ、他店名義の手形の受け渡し、自分の手形の振り出し、その手形の引き替え等、あるいは、他店に關係のないことであっても詳細にこれを書き留めておかなければならない。

四十五 従って、これらのことを記録するためには、別の種類の帳簿が必要である。左記の例は、その最も簡略化したものである。

金銀出入帳【金銭出納帳】

請取口手形【受取手形記入帳】

四	三	二		一		番
二月十五日	二月一日	一月五日		一月一日	明治六	手形受取 の月日
伊勢屋	大坂屋	河内屋		山城屋		指図人又は 受取人
志摩屋	伊賀屋	和泉屋		大和屋		引受人又は 振出人
二月十五日	一月十日	一月五日	明治六	十二月一日	明治五	月日
六十日	九十日	三十日		六十日		日限
四月十七日	四月十三日	二月七日		二月二日	明治六	渡し日
三〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇		五〇〇	円	金額
					銭	
		二月七日		二月二日	明治六	結果
		支払い済		支払い済		

払口手形【支払手形記入帳】

番	手形渡し の月日	指図人又は 受取人	引受人又は 振出人	月日	日限	渡し日	金額	結果
一	一月十二日	尾張屋	当店	一月十二日	十五日	一月三十日	一五〇 円	明治六 一月三十日 支払い済
二	三月一日	三河屋	当店	三月一日	九十日	六月二日	七五〇	
三	三月一日	遠州屋	当店	三月一日	六十日	四月五日	三〇〇	

〔訳者注〕手形とは為替手形のことをいう。例えば、この帳簿を駿河屋の帳簿とすると、駿河屋は兼ねて山城屋及び大和屋と取引があった。山城屋から駿河屋へ渡す金額が五百円ある時、山城屋が手形を発行して駿河屋へ渡し、この手形を証拠として五百円を大和屋から受け取ってください

と指図することがある。その時、山城屋は指図人であり、大和屋は引受人である。

あるいは、兼ねて大和屋が金五百円を支払いますという手形を振り出して、これを山城屋へ渡すこと、又は、他店へ渡した手形が巡り巡って山城屋の手に入ることがあれば、山城屋はこの手形の裏に自分の名前を記入してこれを駿河屋へ渡すことができる。駿河屋は金五百円の代わりにこの手形を受け取り、これを大和屋に示せば代金と引き替えることができる。このような時は、山城屋は手形の受取人であり、大和屋は手形の振出人である。この手形を受取手形という。

* 手形記入帳の最初にある「番」とは、諸取引先から駿河屋が受け取った手形の順番を記録したものである。

* 手形受取の月日とは、駿河屋が手形を受け取った月日である。

* 指図人、受取人、引受人、振出人のことは前述のとおりである。

* 月日とは、山城屋又は大和屋が手形を振り出した時の月日である。

* 日限とは、手形振出日よりその金額を渡す日までの約定期限【満期】である。

* 渡し日とは、大和屋が金額を支払う日である。

* 金額とは、手形に記載された金額のことである。

* 結果とは、何月何日になどになったかということである。

払口手形【支払手形記入帳】については次のとおりである。尾張屋が

為替手形を振り出して直接駿河屋から金額を受け取るとか、又は、この手形を第三者に渡して、駿河屋からその金額を受け取らせるということである。このような時、尾張屋は指図人である。あるいは又、駿河屋が作成した手形を尾張屋へ渡し、これを尾張屋が裏書きをして駿河屋へ返し、その金額を受け取ることもある。このような時、尾張屋は受取人である。いずれも金額を支払う人は駿河屋であるから、引受人、振出人欄へは「当店」と記入する。

右のことは、単式簿記での簡単な記録の仕方であるが、取引の記録としては欠くことのできないことであり、一通りの記入の仕方としては十分である。この第一編においては単式簿記の記録の仕方を記載し、練習をしてから次第に難しいところに進んで、第二編に説明する複式簿記を理解しやすいようにしたい。

本文の問題点

- 一 学問の本当の趣意を知るためにはどうしたらよいか。
- 二 その意味で、「帳合」が学問として価値があるというのはなぜか。
- 三 「帳合」を他の学問と同様に取り扱わないのはなぜか。
- 四 人の生活の様子はどうか。
- 五 この抛り所を考えておかないと何か困ることが起きるかもしれない。
- 六 いかにして人生の不自由を満足させるべきか。

- 七 人の不満や不自由を満足させるための何らかの方法がないものか。
- 八 人の種類、身分のことを言って互いに依存するのはいかがなものか。
- 九 商売の方法の基礎としてその方法を推進するにはいかにしたらよいか。
- 十 この商取引をスムーズにするにはどうしたらよいか。
- 十一 この本質を知るには何を使えばよいか。
- 十二 『帳合の学問』の特に重要な点はどういうところにあるのか。
- 十三 八兵衛と山城屋の間で穀物と織物の取引を同時に行った。その時、互いに記録をしておくということは大変大事なことである。
- 十四 もし、織物を渡すのが遅れた時はどのようにして紙に書いた記録を使うのか。
- 十五 先に示した例において、八兵衛の側で記録を作成するのが当然であるという考え方はいかがなものか。
- 十六 この記録は確実なことなのか。
- 十七 今大丈夫であるからとして手数を省く方法を考えるのはなぜか。
- 十八 右の記録に書き留めたことを言えばどのようなことになるのか。
- 十九 この事について起きることはどんなことが考えられるか。
- 二十 人にものを貸して取引する時はどのようなことが考えられるか。
- 二十一 この二箇条のことはどう考えたらよいか。
- 二十二 この相反する事柄を解りやすく記録する方法はどうしたらよいか。
- 二十三 この書き方をどう名付けたらよいか。

- 二十四 この勘定書には何を記入したらよいか。
- 二十五 勘定書の上下の段にはそれぞれ何を記入するのか。
- 二十六 勘定書の双方の金額を差し引いた差額は何を表すか。
- 二十七 山城屋との勘定書にある事柄を明らかにすることはどういことか。
- 二十八 互いに取引をしても、一方がすぐに物を渡さない時はどうしたらよいか。
- 二十九 この記録を元として便利なことはどういうことか。
- 三十 勘定書は何段に区分したらよいか。
- 三十一 これを何と名付けたらよいか。
- 三十二 「借」の方へは何を記入するのか。
- 三十三 「貸」の方へは何を記入するのか。
- 三十四 「借」の方が多いことはどういうことか。
- 三十五 「貸」の方が多いことはどういうことか。
- 三十六 「借」の方の残高は何を意味するのか。
- 三十七 「貸」の方の残高は何を意味するのか。
- 三十八 遠い昔のことを考えると、その勘定書の書き方はどのようなであったか。
- 三十九 この方法だけで差し支えないというのはなぜか。
- 四十 昨今のように取引が頻繁に行われるようになった時には、前記の他

- 四十一 にどのような記録が必要であるか。
- 四十二 世間一般の商人の家ではどのような帳簿を使ったらよいか。
- 四十三 日記帳の本当の便利さはどのようなことか。
- 四十四 単式簿記で用いる日記帳と大帳にはどのような取引を記入したらよいか。
- 四十五 事柄に念を入れて考える人は、右の他にどんなことを記載するか。
- 四十五 どのようにしてこの事を記載するか。

単式簿記 第一章

日記帳並びに大帳【元帳】を用いる。但し、その他の帳簿へは記載せず、日記帳と大帳の使い方のみを示す。

端書き

左に示す方法は帳簿の付け方の最も簡便的な方法である。

一 日記帳と大帳の付け方を示す。

二 ここでは、二つの帳簿の一通りの付け方を示すまでのことである。但し、この二つの帳簿は最も広く使用されているものである。

商人たるもの自分の取引の内容をいつでも知っておかなくてはならないので、常に資金の流れや取引先への支払いなどを確実に調べて書き留めておかななくてはならない。

三 それが帳簿作成の目的である。

四 左に示すところの日記帳と大帳だけではその目的を得ることはできないけれども、他の帳簿の付け方を練習する前に、おおよその資産と負債の内容を理解するために、まずこの二つの帳簿の付け方を習得しなければならない。

五 単式簿記で使う大帳は、取引先との関係を示すものであるから相手方の勘定のみを記入する。

六 従って、日記帳に記入することは全て大帳に転記し、日記帳には他店との取引を記入するのみである。

七 単式簿記における日記帳は簡略なものであるから、大帳には借方（注23）とか貸方の店名を記載し、また、借方であれば「借」の字を書き、貸方であれば「貸」の字を記載する。そして、その次に金額を記入する。

八 その後、日記帳に記載したことを大帳に転記し、取引の結果を示して、他店との勘定を明らかにする。

九 この第一章に示す帳簿の付け方については取引の数も少なく、その内容も単純である。

十 元来、ここでは商取引全体の結果を記録することが目的ではなく、大帳に書かれる記録の書き方を示すまでのことである。

学習者は帳簿の様式と付け方を習得して誤りのないように進み、その後次の方法に入り徐々に研究をすべきである。但し、練習問題については第一章の最後に示す。

（注23）『借方』『貸方』この後第四巻最後まで、「借の方」「貸の方」として使用している。

第一章

明治六年
日記

帳

七月一日

東京三田
福澤屋諭吉

二頁	一頁	一頁
河内屋 酢 上茶 一升 (注24) 三斤 单価七五銭 <hr/> 二 二七五 二五五 借	大和屋 干し葡萄 一箱二十五斤入り 一日 单価二〇銭 借 五	山城屋 上茶喜撰 十斤 (注24) 同玉露 一斤 白砂糖 二十五斤 一日 单価一二銭 一二銭 <hr/> 三一 二〇 借 五 二〇

三頁	三頁	二頁	二頁	
伊勢屋 たらし砂糖 (注25) 六升 白砂糖 五十斤 コーヒ 十二斤	伊賀屋 上酢 五升 いも 三俵	大坂屋 麦粉 一俵	和泉屋 塩漬豚肉 五十斤 塩鰯 一箱	みかん 四箱
五日	同日	三日	貸	二日
単価七五錢	単価七五錢		単価一一錢	一円
一一二錢	一円			
一六四	三三		二五	四
三五〇借	七五借	借	五〇借	
一一	六	八	五	七
八二	七五		五〇	

四頁	四頁	三頁	四頁	三頁
遠州屋	三河屋 棒砂糖 同粉 たらし砂糖	志摩屋 尾張屋の指示にて	尾張屋 商品代送り状の通り 志摩屋へ支払い指示	志摩屋 塩漬豚肉 白砂糖 三箱各五百斤入り
	百斤 五十斤 三樽			一樽
	十日	八日	同日 借	六日 七日
	単価九錢 二〇円 八錢			単価六錢
	六〇四九			九〇一
借	借	貸	貸	借
	七三	一〇一	一〇一 三〇〇	一〇一

米

千八百斤

単価三銭

五四

(注 24) 『斤』(きん) 重さの単位、一斤は約六〇〇グラム。『升』(しょう) 容量の単位、一升は約一、八リットル。

(注 25) 『たらし砂糖』液糖あるいは水飴の類か? 大手の精糖会社に問い合わせたところ、現在「たらし砂糖」なるものは無く、また、どのような砂糖であったかもしつきりしない旨の回答があった。

大帳【元帳】

借

山城屋

貸

七月一日 商品

一頁

五二〇

借

大和屋

貸

七月 三日	借 大 坂 屋 貸	七月 一日	借 和 泉 屋 貸	七月 一日	借 河 内 屋 貸	七月 一日
麦粉 一俵		諸品		諸品		干し葡萄 一箱
三頁		二頁		二頁		二頁
八		七 五〇		七		五
		七月 二頁				
		掛けにて				
		二頁				
		五				

七月 七百	借	七月 六百	借	七月 五百	借	七月 三百	借		
い 指示		志 摩 屋 へ 支 払		諸 品		諸 品		諸 品	
四 貫		尾 張 屋		三 貫		志 摩 屋		三 貫	伊 賀 屋
一 〇 一				一 〇 一				一 一 八 二	六 七 五
七月 七百	貸	七月 七百	貸		貸		貸		
商 品 代		尾 張 屋 の 指 示 に て							
四 貫		三 貫							
三 〇 〇		一 〇 一							

一〇一円は志摩屋の購入代金と引き替えるため、尾張屋の名前のところ【勘定】に志摩屋へ支払い指示、一〇一円「借」と記す。志摩屋の勘定には、尾張屋の指示にて一〇一円「貸」と記入する。

この結果、志摩屋は諸品購入代金一〇一円「借」、尾張屋の指示で一〇一円「貸」となる。そして、借貸相対して差し引きがなくなり、尾張屋は志摩屋への支払い指示で一〇一円「借」、商品代三百円「貸」となる。三百円のうち一〇一円を差し引いた残り一九九円は、全て尾張屋の福澤屋に対する「貸」となり、福澤屋は「借」である。

日記帳の名前の上に頁数を記入する。例えば、山城屋の上には一頁、伊賀屋の上には三頁とある。これは大帳の頁数であって、山城屋のことは大帳の一頁に記入し、伊賀屋のことは三頁に記入するということである。大帳の方にも日記帳の頁数を記入して双方を照合しやすいようにしたものである。

練習問題 第一問

左記の取引を第一章の方法に従って正しく日記帳に記入して、また、これを大帳に転記しなさい。

記

- 一月一日 山城屋へ麦粉、単価一石十円にて五石売り渡し、代金は掛けとする。
- 同 二日 大和屋へ「コーヒー」、単価一斤十一銭にて六斤、上茶、単価一斤七十五銭にて五斤掛けにて売り渡し、うち二円は受け取る。
- 同 二日 河内屋よりみかん、単価一箱五十銭にて五十箱、いも、単価一俵二円五十銭にて五十俵を買い入れ、代金は掛けとする。
- 同 三日 和泉屋へみかん、単価一箱七十五銭にて十箱、上茶、単価一斤七十五銭にて三斤売り渡し、代金は掛けとする。
- 同 四日 河内屋へ掛け代金百円を支払う。
- 同 五日 大坂屋へ大巾羅紗、単価一尺三円にて二尺、白砂糖、単価一斤八錢にて五十斤、金巾【かなきん】(注26)、単価一尺十銭にて三文売り渡し、代金は掛けとする。
- 同 七日 伊賀屋よりいも、単価一俵二円五十銭にて十俵買い入れ、代金は掛けとする。
- 同 八日 伊勢屋へいも、単価一俵三円にて五俵、みかん、単価一箱六十八錢にて十箱売り渡し、代金は掛けとする。
- 同 十日 河内屋へ掛け代金五十円を現金で支払う。
- 同 十一日 志摩屋へ大巾羅紗、単価一尺五円にて一丈売り渡し、代金は現金

同十二日 五十円受け取る。
尾張屋へ「コーヒー」、単価一斤十二錢にて八斤、極上茶、単価一斤一円にて三斤、粉砂糖、単価一斤十二錢にて五十斤売り渡し、代金は掛けとする。

(注26) 『金巾』(かなきん) 堅く撚った糸で横糸と縦糸の密度を同等に織った、目の細かい薄地の平織物。ポルトガル語のカネキンが語源。和服の裏側に用いられる無地染のものを「モス裏」、並幅以上の幅を持つ金巾を「キヤラコ」という。(Web 検索「きもの用語辞典」)

〔訳者注〕代金掛けとは、商品を売買った時に現金を支払わず、それ以前の勘定で差し引きするか、又は、その後他の商品を渡すか、あるいは、現金で支払うかすること。いずれにしても即時に代金を支払わずにおくことである。

本文の問題点

- 一 第一章ではどんなことを記載したらよいか。
- 二 この章はどのような意味があるか。
- 三 「帳合」の本来の趣意はどういうことか。

- 四 第一章で全てその意味を記載すべきなのか。
- 五 単式簿記で記入する大帳には何を記入するのか。
- 六 日記帳には何を記入するのか。
- 七 単式簿記で使う日記帳の記入方法はどうか。
- 八 日記帳に書いたことをどこへ転記したらよいか。
- 九 これを書き写してどんなことを明らかにするのか。
- 十 この第一章において、取引全体の結果を知ることができるのか。

単式簿記 第二章

呉服や太物（注27）の商家の日記帳、大帳【元帳】、金銭出入帳【現金出納帳】を記入し、最後に取引の結果を示す。但し、商売は繁盛している。

端書き

この第二章においては、第一章よりも更に事柄を詳細に記載して全体の結果を記し、更に、帳簿を付ける目的を十分に示して、いつでも取引の内容を明らかにすることができるようにする。

一金銭出入帳は重要な帳簿である。

二この帳簿を用いれば、金銭の受け取りと支払先を記録することによって現金の手許有高を知ることができる。

三取引を記入する諸帳簿の中で、この帳簿は大変重要なものである。従って、商売熱心な商人でこの帳簿を付けずに取引をする者はいない。

四現金の手許有高はいつでも計算して知ることができる。

五しかし、計算してその有高を調べるだけでは、不適切に現金を支払ったり、また、現金を紛失してもこれを調べて証拠を得ることはできない。

六従って、現金の出し入れを正しく記入し、その出し入れの差を手許有高と

付き合わせれば、現金の取り扱いについては間違いない証拠となるばかりでなく、全体の取引も正しく行われているものと見ることが出来る。この方法以外には他に間違いを調べる方法はない。

七 現金出入帳を正しく使えば、いつでも現金の手許有高を知ることが出来る。これがこの帳簿を使う目的である。今、この第二章で使用する現金出入帳の様式は、一般の取引に使われる最も良いものであるとは言えないが、極力簡略化した理解しやすいものである。

八 一般的な商店は、毎日の取引が終わると現金出入帳を締め切つてその残高を翌日の元金とする。

九 しかし、左記の例は便宜的に方法を改め、二ヶ月間の現金の出入りについて、最初の一月は「ひとなか」【一週間】毎に締め切り、次の一ヶ月は月末に一度締め切つてその用法を理解できるように示す。

第二章では第一章よりも少し深い内容に進んでいるが、その進んだ内容については最後の総勘定に見ることが出来る。但し、この総勘定は現金出入帳の後に記入して、これを一見すれば帳簿記入の目的を知ることが出来る、十 商取引で帳簿を付けることについての最も大切なことの一つは、取引の結果を明らかにして誤りをなくすることである。従つて、学習者はこれをよく考へて練習することである。最後に記した総勘定については特に大切なものと考え注意して用いなければならない。殊に、その総勘定から知ることのできる定則については最も重要なことである。

第二章

日記帳

明治六年

四月一日

〔訳者注〕 本文に現金出入帳を「ひとなのか」毎に締め切ると記載しているが、実際の現金出入帳では六日毎に終わっている。外国では「ひとなのか」のことを一週間と言って、一週間に一日は休日がある。それが「日曜日」である。その日は取引をしないので「ひとなのか」と言っても実際は六日間である。

(注27) 『太物』(ふともの) 絹織物を呉服というに対し、綿織物・麻織物を総称した語。
(広辞苑)

一頁

甲州屋社中(注28)
商品代金目録の通り

貸

四、〇〇〇

二頁	一頁	一頁	一頁
安房屋 フランネル (注32) 六尺 絹ご紹 一丈二尺	武蔵屋 裏地絹 一丈 装束飾り類 単価五円 五日	相模屋 縮緬ご紹 (注31) 一丈五尺 単価一円 京織り 二丈 一、二五円 四日	伊豆屋 金巾 一丈 単価一二銭 打ひも (注29) 五尺 二〇銭 ふとん地木綿 二丈 一〇銭 大幅羅紗 (注30) 五尺 三円 三日
一八三	一五〇	二五	一五二
借	借	借	借 二〇

二一

六〇

四〇

一九

二〇

三頁	四頁	三頁	一頁	三頁
下総屋	常州屋(注34) 博多帯地 紋ご紹	下総屋 木綿ふとん地(注33) 女性用靴 更紗	伊豆屋 掛け代金回収	上総屋 紋縮緬 極上大幅羅紗
十二日	十日	八日	六日	五日
	二丈五尺 五丈	二丈五尺 六足 一丈二尺		一丈二尺 六尺
	単価二円 一五銭	単価七五銭 一円		単価一、五〇円 四円
	五〇	一八		一八
	七	一六		二四
貸	借	借	貸	借
	五七	二六	一〇	四二
	五〇	五五		

四頁	四頁	一頁	四頁	掛け代金回収
常州屋 飛驒屋より掛け代金回収の連絡あり	美濃屋 地黒紗（注37） 装束飾り 十七日	伊豆屋（お嬢様用）（注35） 手袋 更紗 ボタン 糸 十六日	近江屋（奥様用）（注35） 麻手ぬぐい 紋金巾 海気（注36） 十五日	同日
	一尺	一丈二尺 三組 八玉 単価一五錢 二五錢 四五錢	十二 一丈 一丈四尺 一、五〇円	
	一 二	一 一	二 一 二 六	
貸	五〇 借	三二 七五 八〇 借	五〇 借	
	三 五〇	三 八七	二九 五〇	一五

五頁	四頁	五頁	
<p>飛驒屋</p> <p>フ랑스羅紗 一丈 単価四円</p> <p>花色秩父(注39) 五丈 一三錢</p> <p>太織りつむぎ 二丈 一二錢</p> <p>綿ビロード 一丈五尺 二五錢</p> <p>綾絹 三丈 三三錢</p> <p>革手袋 六対 七五錢</p>	<p>近江屋</p> <p>太地木綿 二丈 単価五〇錢</p> <p>毛織羽織地 三丈 三〇錢</p> <p>男物足袋 一組十二足</p> <p>二十日</p>	<p>飛驒屋</p> <p>常州屋への掛け代金を飛驒屋勘定へ振り替え</p> <p>十九日</p>	<p>(注38)</p> <p>十七日</p>
<p>四〇</p> <p>六〇</p> <p>五〇</p> <p>四〇</p> <p>七五</p> <p>九〇</p> <p>五〇</p> <p>借</p>	<p>一〇</p> <p>九〇</p> <p>三〇</p> <p>借</p>	<p>借</p>	<p>借</p>
<p>六七</p> <p>〇五</p>	<p>二二</p>	<p>五七</p> <p>五〇</p>	<p>五七</p> <p>五〇</p>

二頁	四頁	六頁	五頁	
相模屋 掛け代金全額回収 同日	近江屋 掛け代金回収 同日	野州屋 黒繻子(注40) 六尺 麻手ぬぐい 一組十二 単価二円 男性用くつ足袋 六足 五〇銭 二五銭	信濃屋 形付紗 一丈 単価七五銭 緋ご紹 六尺 一〇銭 大和錦 一尺 縫い糸 十玉 四銭	現金にて 二十五日
		三十日	二十七日	
		一六二	二七	
貸	貸	五〇 借	四〇 六〇 五〇 借	
四〇	二〇	一九	一〇	五〇
		五〇	五〇	

三頁	一頁	二頁	一頁	五頁
上総屋 金京織り 一丈四尺 単価一、二五円 革手袋 一対	伊豆屋 黒八丈(注41) 一丈二尺 単価二五銭 黒大形どんす(注42) 三丈五尺 単価一、五〇円	武蔵屋 黒繻子 一丈 単価一、六三円 木綿ふとん地 二丈五尺 一二銭 紺縮緬 二丈 二〇銭	五月一日	飛驒屋 小幅縮緬無地 一丈五尺 単価二〇銭
一七 一	五二 三	一六 三	借	借
五〇	五〇	三〇		
借		借		
一八 五〇	五五 五〇	二三 三〇		二、〇〇〇

二頁	六頁	四頁	三頁	
上総屋 掛け代金回収	岩城屋 フランネル 麻手ぬぐい 太織りふとん地	常州屋 しま縮緬	安房屋 大幅羅紗 紋繻子 どんす 装束飾り	同 形付 絹手袋
	十日	九日	同日	七日
	一丈 六 二丈	一丈四尺	八尺 一丈 一尺	一丈 六対
	単価五〇銭 三八銭 一二銭	単価二円	単価四円 二円	三〇銭 七五銭
	二二五		二〇三二 五二	四三
貸	四〇二八 借	借	借	五〇

三〇	九	二八	五九	一〇
	六八			五〇

三頁	五頁	二頁	一頁	二頁
下総屋	信濃屋 しま羅紗 紋錦 ボタン飾り	武蔵屋 掛け代金回収	伊豆屋 大幅羅紗 繻子	武蔵屋 男ものくつ足袋 ズボンつり 革手袋
二十一日	二十日	同日	十五日	十二日
	四尺 一尺		一丈 六尺	六足 一
	単価三円		単価四円 二円	単価二五銭
	一 四 八		四 二 〇	一 一
貸	借	貸	借	借
	二四	二五	五二	三五
				二五

六頁	六頁	四頁	五頁	二頁	
野州屋	岩城屋	美濃屋	信濃屋 (注43)	武蔵屋	掛け代金全額回収
三十日	大幅羅紗 繻子	花色絹 形付縮緬 装束飾り	薪 バター	掛け代金全額回収	二十五日
	一丈二尺 六尺	一丈三尺 一丈四尺	二車 五十斤		
	単価四円 二円	単価二五銭 一、五〇円	単価五円 一六銭		
	一四八 一二	一〇二 三	一〇八		
	借	借	貸	貸	
	六〇	三四 二五	一八	六一 五五	一一 五五

太織りふとん地	五丈	単価	一二銭	六	
形付フランネル	一文		七五銭	七	
		貸		五〇	
掛け代金全額回収					一三
					五〇
					三三三

(注 28) 『社中』(しゃちゅう) 組合。

(注 29) 『打ちひも』二筋以上の糸で組んだ紐。組紐。

(注 30) 『羅紗』(ラシヤ) ポルトガル *laxa* オランダ *rassen* の転、羊毛で地の

厚く密な毛織物。

(注 31) 『紹』(ろ) 緯(よこ) 糸数本を平織に組織し、それに経(たて) 糸

の一部をからませて透目(すきめ) を作った絹織物。紹の地に紋様をおいた紋紹及び堅紹・練紹・紹縮緬などがある。

(注 32) 『フランネル』紡毛糸で荒く織ったやわらかい織物。ネル。(広辞苑)

(注 33) 『木綿ふとん地』ふとん用の木綿。一日の取引にある「ふとん地木綿」

と同様?

(注 34) 『常州屋』「常州」は「常陸」(ひたち) の別称。現在の茨城県。

(注 35) 『奥様用』『お嬢様用』店主私用として仕入れたもの。当時としては、

「店」と「奥」の関係が区別されていなかっただものと考えられる。

(注 36) 『海気』(かいき) 織物の名。染色した生糸で織った平織の絹で無地

や縞などがある。多くは甲斐国(山梨県)郡内地方から産するので、甲斐絹の字もあてる。

(広辞苑)

(注 37) 『沙』(しゃ) 生糸を絡織(からみおり)した織物で、織目あらく、軽くて薄いもの。さ。

(広辞苑)

(注 38) 「常州屋」への掛け代金を「飛驒屋」の勘定へ振り替え回収する取引。

(注 39) 『花色秩父』秩父地方で織られる絹織物。

(注 40) 『縺子』経糸・緯糸の浮いた組織の織物。

(広辞苑)

素材は多種にわたるが、ここでは単価からすると「絹織物」と考えられる。

(注 41) 『黒八丈』八丈紬ともいう。経糸と緯糸に練り糸を使い、島に自生す

る刈安やマダミなどの植物染料を使って黄色、蔦色、黒色などに染色した、東京都八丈島で生産される絹織物のこと。

(Web 検索「きもの用語辞典」)

(注 42) 『どんす』(唐音) 紋織物の一種。生糸または練糸を用いた縺子組織の絹織物で、地厚く光沢の多いもの。

(広辞苑)

(注 43) 『信濃屋』四月二十五日・五月二十日に当店から繊維製品を販売し、五月二十七日に食料品を購入。

第二章 大帳の見出し

イ

岩城屋	六頁
伊豆屋	一頁
ロハニホヘトチ	
リヌルヲワカ	
上総屋	三頁
甲州屋	一頁
ヨタレソツネナ	
ラム	
武蔵屋	二頁

ウキノオクヤ

野州屋	六頁
マケフコエテア	
安房屋	三頁
近江屋	四頁
サ	
相模屋	二頁
キユメミ	
美濃屋	四頁

シ

信濃屋	五頁
常州屋	四頁
下総屋	三頁
エヒ	
飛騨屋	五頁
モセス	

第二章

大帳【元帳】

四月 十五日	借		五月 五日	借	
商品			現金		
商品					
	伊豆屋		十 二、〇〇〇	甲州屋社中	
四月 十五日					
一九 三八					
四月 二〇日			四月 一日		
現金		残二、〇〇〇	商品にて		
		内二、〇〇〇	四、〇〇〇		
四月 六日					
現金					
三月 一日					
貸			四、〇〇〇	貸	

四月 八日	借	同 三十	四月 五日	借	五月 七日	四月 五日	借
商品		同 商品	商品		商品	商品	
		残三〇、五〇	内三〇、〇〇	六〇、五〇	八〇、〇〇		
三頁	下	九頁	三頁	上	十頁	二頁	安
二六	総	一八	四二	総	五九	二一	房
五五	屋	五〇		屋			屋
四月 十二			五月 十日				
現金			現金				
四頁			十一頁				
一五			三〇				
	貸			貸			貸

同 四 十九 十二	借	五月 四 七日 十日	借			
同 商品		商品 商品				
内 五 二〇、 〇五 〇〇		残 二八、 〇〇		内 八五、 五七、 五〇		
六 四 貢 貢		十二 四 貢 貢				
二 二 二 九		二 五 八 七		二 六		
五 〇		五 〇		五 五		
四 月		四 月		五 月		
三 十		七 月		廿 二		
現 金		指 示 (注 38)		同		
八 貢		五 貢		十三 貢		
二 〇	五 七	二 六	一 一			
	五 〇	五 五	五 五			
	貸	貸				

		四月 十七	借	四月 十六		
		五月 二十		廿七		
残	内	同 商品	飛 驒 屋	同 商品		残
八五、	一三五、	常州屋から振替		三七、七五		三一、五〇
〇五	五〇、					
	〇〇五			十四頁		
				五頁		
		六頁		三四		
		一〇七		三五		
		五〇五		二五〇		
		〇五〇				
		四月 二十				
		現金				
		六頁				
		五〇				
			貸			貸

借	四月 廿七		野 州 屋	四月 廿五		借
	五月 三十			五月 二十		
	商品 商品			同 商品		
				残一六、五〇 内一八、〇〇 三四、五〇		
	十五 八			十三 七		
	三三	一九		二四 一〇		
		五〇		五〇		
	五月 三十			五月 廿七		
	現金			諸品		
	十五 八			十四 七		
三三	三三	一八				
貸		貸				

同 五
 九
 廿 頁
 同 商品

六九、六八

十二頁
 十四頁

六〇 九
 六八

(注44) 頁欄の『廿』『卅』は、スペースの関係で「二十」「三十」と訳さず
 に記載した。

第二章

金銀出入帳【現金出納帳】

借 貸

四月一日	手許有り高	一、五〇〇	
二日	出 筆墨郵便切手代 入 店小売代 出 四千円分商品仕入れ 手数料五分(注45)	一一五 二五	二〇
			八

四月							
八日	六日	五日	四日	三日			
出 ふたこ糸 (注48) 十二玉代 繰越高(注47)	入 店小売代	入 店小売代 伊勢屋分掛け代金受取り 出 会計係給金支払い	出 帳面・罫紙手折り代 出 ランプ代	入 店小売代 出 筆一箱代	入 店小売代 出 店修繕雑費	出 使用人への給金支払い 出 雑費	入 店小売代 出 車力代(注46)
二、 一九九	一 〇〇	一 八三	一 〇〇	八 七	一 七五		
八五		二 五	五 〇	二 三			
一	二、 一九九	一 五	二 七	二	一 五	五	
二〇	二、 二八	八 五	五 〇	八 〇			

	十三	十二	十一	十日	九日
	同 (注50)	入 店小売代	入 店小売代 入 下総屋分掛け代金受取り	出 帳場係諸費用 出 小雑費 入 店小売代	出 車力代四円人足代三円 出 小間物入れ箱代 入 店小売代
手許残金					
二、 八七五	九八	八四	一一〇	七六	二一五
三五	七五	七五			
二、 八七五	二、 三五六		二〇〇 二五	一〇〇	二〇七
三五	八七			二八	四

四月						四月
廿二		二十九	十九	十八	十七	十五
		入	入	同	出	入
出	出	店小売代	飛驒屋分掛け代金受取り	店小売代	車力代四円船賃七円五十銭	店小売代
家用諸道具代残金支払い	石炭二トン代 一トンに付き五円					店修繕に付き大工代
	繰越高	手許残金				繰越高
三、一四四	三、二一五	一一二	二一〇	一七五	一二六	二、三五六
四一	二四	八一	五〇		三七五	八七
	三、二一五	三、一四四			一一	五六一一
五三〇						五〇
	二四	四一			五〇	八三

		四月	
		廿九	三十
入	店小売代		
同	同		
同	同		
出	會計係諸費用		
入	店小売代		
同	同		
出	車力代		
出	人足代		
入	店小売代		
		手許残金	
出	荷物陸上運送代・福島分	三、八九八	三、八九二
出	船賃	七五	七五
入	店小売代	七四	七〇
入	近江屋分掛け代金受取り	二〇	四〇
入	相模屋分同全額受取り		
		三、八九八	三、八九二
		七五	七五
		二四一	一六〇
		七五〇	七五

		五月														
廿一	二十	十七	十五	十四	十二	十日	七日	五日	二日	一日						
入	出	出	入	入	出	出	入	入	出	出	入	入				
下総屋より掛 け代金	ガス代(注 53)	馬飼い葉代	武蔵屋より掛 け代金受取り	一週間分店小 売代	馬車雇い賃	家賃支払い	目録の商品代 と運賃	上総屋より掛 け代金受取り	一週間分店小 売代(注52)	書役(注51)給 料支払い	出甲州屋社中 へ掛け代金支 払い	出筆紙墨代	出醤油十樽代	繰越高	店小売代	手許残金
			五五三	二五			四九七	三〇	八四	六〇	四、一三一	四、一五七	四、一三五			
			二九													
						一、五七五			二、〇〇〇	一〇					四、一三七	四、一三一
	一〇	一〇			一五	五〇			五〇						四、一五七	六〇
	二四					八八			五〇						八五	六〇

(注 47) 一週間 (ひと七日) 毎の締め切り。

(注 48) 『ふたこ糸』(双子糸) 二筋よりあわせて一本とした糸。 (広辞苑)

(注 49) 『家用』店と奥とが帳簿上区別されていない。

(注 50) 『同』十二日の「入 店小売代」に同様の意味。

(注 51) 『書役』(かきやく) 文書の草案を作り、または筆写をする人。書記。

四月三日『下男』(使用人と訳した)、六日帳面方(会計係と訳した)は「給金」となっているが、書役には「給料」とある。文字の読めない、あるいは書けない人の多い時代、大変重要視された職域で「給料」も高い。

(注 52) 五月では一週間 (ひと七日) 毎まとめて記載している。

(注 53) 『ガス代』ランプ燃料代。

(注 54) 四月の締め切りは一週間 (ひと七日) 毎であったが、五月は一月の締め切りとなっている。

総勘定

十一 左記の総勘定に記載する内容は、前記大帳と金銀出入帳から集約されたものである。帳簿を付けることの本当の意味はこの総勘定によって初めて明らかになる。

十二 すべて総勘定は商取引の様子を示すものであるから、その所持する金額

と借用している金額を明記しなければならぬ。それは学習者が常に心掛けていなければならないことである。但し、所持するとは商取引上での財産又は資産のことである。借用とは支払い義務又は引受け債務のことである。

十三 帳簿を付けることは、いずれにしてもその様式を論ずることではなく、ただこのことを明確にして簡単に理解することができれば、それが最も良い方法である。

この商取引の例に示すところの資産と負債とは、その種類がはなはだ少ないがために、これを理解することは簡単なことである。ただ、金銀出入帳と大帳とを用いて、これに仕入商品台帳【商品有高帳】を合わせて総勘定とするものである。

		資 産	
第一	大帳の勘定から		
十四	即ち、他店から受取るべき掛け代金		
	伊豆屋	一	二〇
	安房屋	八	〇
	上総屋	三	〇
	常州屋	二	八
	近江屋	三	一
		五	〇
		〇	五七

美濃屋	三七		
飛騨屋	八五		
信濃屋	一六		
岩城屋	六九		
第二 金銀出入帳から	二、九〇八		
十五 即ち、手許有高		六八	
第三 仕入帳から		五〇	
十六 即ち、商品手許有高	一、〇七五	二六	
十七 大帳の勘定から		四五	
負債			
甲州屋に支払うべき掛け代金			
現在の財産			
		四、四八三	
			二六
	二、〇〇〇		
	二、四八三		
			二六

この勘定を見ると、現在の当店の財産は二、四八三円二六銭である。これより最初の資本金一、五〇〇円を差し引くと残金九八三円二六銭である。即ち、二ヶ月間の商取引で得た利益である。

二、四八三、二六
内 一、五〇〇

差引残高 九八三、二六

右に記載した内容をまとめてみると左記のような定則を得ることができる。

定則

- 十八 第一 現在の財産を知るためには、資産から負債を差し引けば良い。
十九 第二 商取引の利益を知るためには、商取引の最終的に残った金額から最初の資本金を引けば良い。

応用問題

左記の例題は、学習者のために第二章の内容を習得するための練習として、その定則を活用するために示したものである。これを私が教えるのは、ただ事の結果を正しく知らせるといふことだけではなく、前述の方法に従って総勘定の付け方も知って欲しいのである。

例題一 今ここに一人の商人がいる。五千元の資本金で商売を始め、一年後諸帳簿を調べると諸勘定から次のことが判った。

* 現金受取り高 一万五千元 同支払い高 一万五百円

* 一助の勘定(注55) 借 千五百円 貸 千円

* 二助の勘定 借 四千元 貸 三千五百円

* 三助の勘定 借 九百七十五円 貸 四百五十円

* 四郎の勘定 借 四百八十三円七十五銭 貸 三百円

* 商品手許有高 二千七百五十円

* 五郎に借りた額 千五百円

右の場合、一年後の資産はどれほどか。一年間に得た利益はどれほどか。

(注55) 『一助の勘定』(いちすけ) 人名勘定。

例題二 若狭屋と越後屋が会社組織として次のような資産で商売を始めた。

即ち、現金三千元 手形千五百円 商品有高見積もり三千五百円 土地家

屋等見積もり一万元 他店への売掛け代金一万二千五百円

六ヶ月後の会社の資産と負債は次のとおりである。

* 手許の現金千五百円 「銀行」への預け金四千元 手形三千五百円

* 商品有高三千七百五十円 土地家屋等一万五千元

* 他店への売掛け代金五千元

*会社の支払うべき手形金額七百五十円

*他店への買掛け代金千五百円

右の場合、商売を始めた最初の資産はどれほどか。最後の資産はいかほどか。更に、純利益はどれほどか。

練習問題 第二問

次の取引を記載するためには細心の注意をわなければならない。第二章の帳簿を使って、その方法に従って記帳しなさい。

記

七月一日*資本金千五百円で商売を始める。

*加賀屋より麦粉一俵八円にて五十俵、たらし砂糖一升四十銭にて一石四斗、石鹼一箱四円にて十二箱、上茶一箱二十円にて六箱仕入れ、代金は掛け

*筆紙墨購入代金及び雑費五十円支払い

*店小売り代金十五円入り

同 二日*能登屋へ麦粉一俵九円二十銭にて十俵、石鹼一箱四円二十五銭にて四箱売渡し、代金は掛け

*車力代二円支払い

- 同 三日 *店小売り代金五十円入り
 *越中屋へ麦粉一俵九円五十銭（注56）にて十五俵、上茶一箱二円
 五十銭にて三箱売渡し、代金は掛け
 *加賀屋へ掛け代金二百円支払い
 *店小売り代金七十五円入り
- 同 四日 *越後屋よりたらし砂糖一升五十銭にて十樽十二石、煙草一斤六銭
 にて十二箱三千七百五十斤仕入れ、代金は掛け
 *佐土屋（注57）へたらし砂糖一升七十五銭にて一斗、麦粉九円に
 て一俵売渡し、代金は掛け
 *店小売り代金百十円入り
- 同 五日 *越後屋へ麦粉一俵九円にて五俵売渡し、代金は掛け
 *越中屋より掛け代金五十円入金
 *店小売り代金百五十円七十五銭入り
- 同 六日 *筆紙墨購入代金五円五十銭支払い
 *店小売り代金百十円七十五銭入り
- 同 八日 *丹波屋より白砂糖一斤六銭五厘にて千斤、たらし砂糖一升五十銭
 にて六樽四十石仕入れ、代金は掛け
 *店小売り代金七十五円五十銭入り
- 同 九日 *書役雇い賃五十円支払い
 *店小売り代金五十円入り

同 十日 *店小売り代金八十三円三十銭入り
 同 十一日 *越中屋へたらし砂糖一升六十銭にて一斗、白砂糖一斤七銭にて五
 十斤、麦粉九円にて一俵売渡し、代金は掛け
 *店小売り代金六十八円五十銭入り
 同 十二日 *丹波屋へ掛け代金五百円支払い
 *店小売り代金七十五円入り
 同 十三日 *店小売り代金百十七円五十銭入り
 同 十五日 *丹波屋から新大豆一俵四円二十銭にて三俵、バター一斤六銭にて
 十二箱三百六十斤、パン一釜(注58)十銭にて四十釜仕入れ、
 代金は掛け
 *人足代三円支払い
 *店修理、雑費五円支払い
 同 十七日 *店小売り代金九十七円五十銭入り
 同 十八日 *因州屋(注59)白砂糖一斤七銭にて百斤、たらし砂糖一升六十銭
 にて五斗、また、白砂糖一斤七銭にて六十斤売渡し、代金は掛け
 *出雲屋へ広告印刷代(注60)五円支払い
 *店小売り代金八十八円九十三銭入り
 同 十九日 *郵便切手代三円支払い
 *書状用紙代五円支払い

*店小売り代金九十八円三十七円入り
 同 二十日 *店小売り代金百十七円九十五銭入り
 同 二十二日 *越中屋より掛け代金五十円入金
 *但馬屋へたらし砂糖一升六十銭にて三斗、上茶一箱二十五円にて
 二箱売渡し、代金は掛け
 *店小売り代金八十四円二十八銭入り
 同 二十三日 *但馬屋より掛け代金三十円入金
 *店小売り代金七十五円入り
 同 二十四日 *石見屋へたらし砂糖一升五十六銭にて一樽七斗五升売渡し、代金
 は掛け
 *店小売り代金六十五円七十五銭入り
 同 二十五日 *但馬屋より掛け残金全額四十九円三十銭入金
 *店小売り代金七十八円二十五銭入り
 同 二十六日 *店小売り代金四十八円九十五銭入り
 同 二十七日 *書役給料五十円支払い
 *佐土屋より掛け代金十六円五十銭入金
 *越後屋へ掛け残金全額七百八十円支払い
 *店小売り代金八十一円三十八銭入り
 *商品台帳の通り商品有高を千五百円と見積もる

(注 56) 商品単価が取引相手、取引数量によって異なっていることに注意。
(注 57) 『佐土屋』取引先の店名に江戸時代の国名を使っている事を考えると
【佐渡屋】あるいは【土佐屋】の間違いかもしれないが、店名なので
そのままとした。

(注 58) 『一釜』パン販売時の単価単位。

(注 59) 『因州屋』因州は因幡の国、現在の鳥取県東部。

(注 60) 『引札スリモノ代』を【広告印刷代】と訳す。

本文の問題点

- 一 第二章において更に詳しくその内容を記帳するということはどういうことか。
- 二 金銀出入帳の重要性はどんなことか。
- 三 商取引上の諸帳簿の中ではどの帳簿を重視したらよいか。
- 四 金銀出入帳を使用しなければどのようにして現金の有高を知ることができるか。
- 五 金額を計算するだけでは何の証拠を得ることもできないのではないか。
- 六 資金の出入りを正しく記録することはどのような利点があるか。
- 七 金銀出入帳を上手に使えばいつでもいろいろな事を知ることができるか。
- 八 商取引上、何回出入帳(注 61)を締め切るか。

九 この第二章に示す出入帳は何回締め切られているか。
十 商取引上、帳簿を付けることについて留意すべき事は何か。

総勘定の問題点

- 十一 総勘定に記入する内容はどの帳簿から得られるか。
十二 商業活動の様子を示す総勘定はどんなことを明らかにするために重要なのか。
十三 帳簿を付けることの最も大切な理由は何によって知ることができるか。
十四 大帳から集計される資産とはどのような資金なのか。
十五 金銀出入帳から集計される資産とはどのような資金なのか。
十六 仕入帳から集計される資産とはどのような資金なのか。
十七 負債の金額を知る方法はどうしたらよいか。
十八 現在の財産を知るための定則はどういうことか。
十九 商取引の利益を知るための定則はどういうことか。

(注 61) 『出入帳』金銀出入帳のこと。

帳合之法卷之一終